

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間、同年8月から6年1月までの期間、同年3月及び8年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで  
② 平成4年8月から6年1月まで  
③ 平成6年3月  
④ 平成8年12月

国民年金には、20歳になった平成2年から加入し、納付している。母子家庭で苦しい生活の中、国民年金保険料の納付は、母親が行ってしてくれた。支払が遅れた時は、母親が賞与でまとめて納付していた。絶対に納めていないことは無く、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月に国民年金加入後、申立期間を除き、国民年金加入期間はすべて納付済みである。

また、申立人は、「保険料の支払が遅れた時は、母親が賞与でまとめて納付していた。」と述べており、その母親からは、「定期的には納付できなかったが、遅れながらもA市役所の窓口及び同庁舎内のB銀行でまとめて納付し、同市役所の職員が集金に来た際、数回、その場で納付した。」との証言が得られた。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金保険料検認票によると、過年度納付及び一括納付（現年度）の記録が認められる上、その納付年月日から申立人の母親の賞与が支給された後に納付されたことがうかがえる。

加えて、申立期間当時、A市では、徴収嘱託員の地区協力員制度があり、国民年金保険料の未納分の集金を行っていたことが確認できた。

そのほか、申立人の保険料を納付したとするその母親の証言は、当初から一貫しており、未納保険料を積極的に解消しようとした姿勢は、全体を通じて不自然な点は見当たらない上、信憑性<sup>びょう</sup>が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から同年12月まで  
平成8年度の申請免除の手続をする際、A区役所で未納期間の確認をしてもらい、後日、同区役所でさかのぼって国民年金保険料を納付した。金額は20万円ほどと高額であった。申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、未納期間は無い。

また、オンライン記録により、平成7年度の国民年金保険料は現年度納付であることが確認できること、及び免除申請年月日等から、申立人が申請免除の手続を行った時期は、平成8年4月ごろと推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、申立期間直後の7年1月から同年3月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料についても、申立人が納付したものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間当時、A区役所では過年度保険料の納付書を作成していたことが確認できたことから申立人の主張に不自然さは見られない。

加えて、申立人は、納付した金額は20万円ほどであったと述べており、申立人が平成8年度の申請免除の手続をしたとする平成8年4月ごろを基準とした場合、さかのぼって納付できる国民年金保険料額におおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和23年3月1日から同年11月1日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主（以下「A会」という。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を22年5月17日、資格喪失日に係る記録を23年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22年5月から同年11月までは150円、同年12月から23年1月まで及び同年3月から同年10月までは500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月17日から23年2月1日まで  
② 昭和23年3月1日から24年2月1日まで

昭和17年4月にB校（現在は、C校）に入学し、席上課程3年のとき終戦になり、24年3月に卒業した。同校では1年6か月間の船舶実習課程は必須であり、22年5月17日から24年1月31日までA会の乗船命令によりD船籍のE船、F社のG船などに乗船したが、船員保険の加入記録は、23年2月の1か月のみとなっている。この実習期間中は給与が支給され、社会保険料が控除されていた。同期生は船舶実習期間の年金を受給していることから、当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和22年5月17日から23年1月12日までの期間については、C校が保管している学籍簿から、申立人は、船舶実習でE船に乗船していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和23年1月13日から同年2月1日までの期間及び申立期間②のうち、同年3月1日から同年11月1日までの期間については、申立人から提出があったA会の給与手帳により、当該手帳は、同年1月25日にG船の船長により発行され、同年2月5日に支給された2月分給与から、船員保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、当該学籍簿から、申立人は、昭和24年3月12日にB校を卒業していることが確認でき、複数の同期生は、1年6か月の船舶実習は卒業には必須

であり、実習する船舶はA会の乗船命令により決定され、実習生は皆同じ条件で、給与もA会から支給されていた旨の証言をしているところ、当該同期生の船舶実習期間には、いずれも1年6か月以上の船員保険被保険者期間が確認できることから、申立人についても申立期間のうち、22年5月17日から1年6か月の船舶実習期間において、当該同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和23年3月1日から同年11月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年5月から同年11月までの期間は、当該同期生の船員保険被保険者台帳における同期間の記録から150円とし、同年12月から23年1月までの期間及び同年3月から同年10月までの期間は、申立人の同年2月に係る船員保険被保険者台帳の記録から500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和22年5月から23年1月まで及び同年3月から同年10月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A会は既に解散して確認することができず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和23年11月1日から24年2月1日までの期間については、当該期間は、当該校の必須課程であった1年6か月の船舶実習期間を超える期間であり、また、申立人は、実習した船舶やその期間について記憶していないほか、同期生からも具体的な証言を得ることができず、このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から47年12月まで  
結婚のため会社を退職し、昭和45年5月からA社でセールスの仕事を始めたが、厚生年金保険には加入していなかったため、母親が国民年金の加入手続きを行い、町内集金で納付してくれたはずだ。48年ごろに加入手続きした記憶も無く、当時は収入もありお金に困っていたわけでもないため、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和45年4月30日に会社を退職後、国民年金の加入手続きをした記憶は無く、同年5月ごろにその母親が加入手続きを行い、町内集金で納付してくれたはずだと述べているが、その両親は既に死亡しており、当時の状況が不明である。

また、申立人が居住するB市では、申立期間当時、保険料の集金制度が存在していたことは確認できたが、申立人は昭和45年5月に厚生年金保険を資格喪失した後、国民年金の資格取得が48年1月1日となっているため、申立期間については未加入期間であり、申立人に対して納付組織による国民年金保険料の集金が行われたとは考え難い上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、当時勤務していたA社では、退職金制度に加入するには国民年金保険料と国民健康保険料を納付していることが条件であったと主張しているところ、当時の複数の関係者に聴取したが、申立人が主張するような事実は確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 7 日から 60 年 8 月 1 日まで

私は昭和 57 年 11 月から 60 年 8 月まで A 社に勤めたが、厚生年金保険被保険者期間は、最初と最後の各 1 か月のみで、57 年 12 月から 60 年 7 月までの期間が空白となっているが、この間に給料を受けていた事実を証明できる預金通帳があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び預金通帳から、申立人が A 社において申立期間に勤務していた事実を推認することはできるが、当該事業所は平成 7 年 7 月 29 日で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

また、複数の同僚が営業という職種から基本給と歩合給があったこと、及び出入りの激しい職種であったことを供述している上、当該同僚からは申立人の申立期間の厚生年金保険料控除に係る供述を得られず、申立人の記憶する同僚の一人は当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。

さらに、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立期間の前後の健康保険厚生年金保険資格喪失時に、いずれも健康保険証を返却した記録が確認でき、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。